

国民の命と健康を守る為に全ての医療機関や介護施設・
事業所に対し更なる財政支援を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、医療・介護従事者は自らの感染リスクとたたかいながら、国民の生命と健康を守る為に日々休むことなく奮闘しています。

とりわけ重症者を受け入れている医療機関における逼迫した状況が報道等で取り上げられています。しかし、地域医療や介護を支えているのは、すべての病院、診療所、歯科、介護事業所、保険薬局などであります。

医療機関では、入院・外来ともに患者の著しい減少がみられ、感染対策に係る支出はその一方で増加しています。また、その他の機関におきましても、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中において、経営状態が悪化し、事業を継続させていくことが、困難な状況となっています。医療機関、介護施設・事業所等は、感染拡大の第二波、第三波に備えながら、経営状態の改善を図るといふ、大変苦しい状況にあります。国民の命と健康を守る医療機関、介護施設・事業所等の経営危機による医療崩壊・介護崩壊は必ず食い止めなければなりません。

その為には、国による迅速かつ的確な更なる財政支援が必要であることから、以下の事項について国に要望します。

最前線で国民の命と健康を守る全ての医療機関、介護施設・事業所を守る為に、更なる財政支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

提出日：令和2年6月29日

提出者：八幡市議会議員 太田克彦

賛成者：八幡市議会議員 奥村順一 小北幸博 福田佐世子

岡田秀子 横山 博 山本邦夫

議決結果：令和2年6月29日原案可決